

東京学芸大学放射線障害予防規程運用内規の一部改正について

改正理由：東京学芸大学放射線障害予防規程（平成31年規程第9号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

| 改 正 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(趣旨) 第1条 この内規は、東京学芸大学放射線障害予防規程（平成31年規程第9号。以下「規程」という。）<u>第52条</u>の規定に基づき、放射線障害予防の実施に関し必要な事項を定める。</p> <p>[省略]</p> <p>(測定) 第6条 規程<u>第36条第1項</u>に定める放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この内規は、令和6年2月29日から施行し、令和5年10月1日から適用する。</u></p> | <p>(趣旨) 第1条 この内規は、東京学芸大学放射線障害予防規程（平成31年規程第9号。以下「規程」という。）<u>第51条</u>の規定に基づき、放射線障害予防の実施に関し必要な事項を定める。</p> <p>[省略]</p> <p>(測定) 第6条 規程<u>第35条第1項</u>に定める放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [省略]</p> <p>[省略]</p> |